【平成20年6月6日府令第36号改正後】

（公告の方法）

**第十七条の五**　開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号。以下この項において「電子手続府令」という。）第一条の規定は法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告（令第四条の二の四第一項第一号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）により行う者について、電子手続府令第二条（第三項を除く。）の規定は法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告の方法により行おうとする者について、それぞれ準用する。この場合において、電子手続府令第一条中「方式で、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略することができる」とあるのは「方式で行わなければならない」と、電子手続府令第二条第一項中中「第一号様式」とあるのは「第十九号様式」と、「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に」とあるのは「電子公告の対象である有価証券報告書の訂正報告書を」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない。ただし、既に開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）第九条第一項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第二十七条の五第一項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）第三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行っている場合は、この限りでない」と、同条第二項中「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続」とあるのは「電子公告」と、同条第四項及び第五項中「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と読み替えるものとする。

２　令第四条の二の四第一項第二号の規定により日刊新聞紙に掲載する方法による公告をする場合には、全国において時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行わなければならない。

【平成20年6月6日 府令第36号】 （改正なし）

【平成20年5月30日 府令第35号】

（改正後）

（公告の方法）

**第十七条の五**　開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号。以下この項において「電子手続府令」という。）第一条の規定は法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告（令第四条の二の四第一項第一号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）により行う者について、電子手続府令第二条（第三項を除く。）の規定は法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告の方法により行おうとする者について、それぞれ準用する。この場合において、電子手続府令第一条中「方式で、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略することができる」とあるのは「方式で行わなければならない」と、電子手続府令第二条第一項中中「第一号様式」とあるのは「第十九号様式」と、「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に」とあるのは「電子公告の対象である有価証券報告書の訂正報告書を」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない。ただし、既に開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）第九条第一項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第二十七条の五第一項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）第三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行っている場合は、この限りでない」と、同条第二項中「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続」とあるのは「電子公告」と、同条第四項及び第五項中「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と読み替えるものとする。

２　令第四条の二の四第一項第二号の規定により日刊新聞紙に掲載する方法による公告をする場合には、全国において時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行わなければならない。

（改正前）

（公告の方法）

**第十七条の二**　開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号。以下この項において「電子手続府令」という。）第一条の規定は法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告（令第四条の二の四第一項第一号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）により行う者について、電子手続府令第二条（第三項を除く。）の規定は法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告の方法により行おうとする者について、それぞれ準用する。この場合において、電子手続府令第一条中「方式で、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略することができる」とあるのは「方式で行わなければならない」と、電子手続府令第二条第一項中中「第一号様式」とあるのは「第十九号様式」と、「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に」とあるのは「電子公告の対象である有価証券報告書の訂正報告書を」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない。ただし、既に開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）第九条第一項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第二十七条の五第一項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）第三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行っている場合は、この限りでない」と、同条第二項中「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続」とあるのは「電子公告」と、同条第四項及び第五項中「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と読み替えるものとする。

２　令第四条の二の四第一項第二号の規定により日刊新聞紙に掲載する方法による公告をする場合には、全国において時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行わなければならない。

【平成20年3月28日 府令第10号】 （改正なし）

【平成20年3月13日 府令第8号】

（改正後）

（公告の方法）

**第十七条の二**　開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号。以下この項において「電子手続府令」という。）第一条の規定は法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告（令第四条の二の四第一項第一号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）により行う者について、電子手続府令第二条（第三項を除く。）の規定は法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告の方法により行おうとする者について、それぞれ準用する。この場合において、電子手続府令第一条中「方式で、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略することができる」とあるのは「方式で行わなければならない」と、電子手続府令第二条第一項中中「第一号様式」とあるのは「第十九号様式」と、「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に」とあるのは「電子公告の対象である有価証券報告書の訂正報告書を」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない。ただし、既に開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）第九条第一項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第二十七条の五第一項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）第三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行っている場合は、この限りでない」と、同条第二項中「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続」とあるのは「電子公告」と、同条第四項及び第五項中「電子開示システム届出書」とあるのは「電子公告届出書」と読み替えるものとする。

（２　削除）

２　令第四条の二の四第一項第二号の規定により日刊新聞紙に掲載する方法による公告をする場合には、全国において時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行わなければならない。

（改正前）

（公告の方法）

**第十七条の二**　開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）第一条の規定は法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告（令第四条の二の四第一項第一号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）により行う者について、同府令第二条（第五項を除く。）の規定は法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告の方法により行おうとする者について、それぞれ準用する。この場合において、同府令第一条中「方式で、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略できる」とあるのは「方式で行わなければならない」と、同府令第二条中「第一号様式」とあるのは「第十九号様式」と、「電子開示システム登録届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に」とあるのは「電子公告の対象である有価証券報告書の訂正報告書を」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない。ただし、既に開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）第九条第一項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）第三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行っている場合はこの限りでない」と、同条第四項中「電子開示手続又は任意電子開示手続」とあるのは「電子公告」と読み替えるものとする。

２　前項において読み替えて準用する開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項ただし書の規定により同項の電子公告届出書の提出を行わない場合においては、同項ただし書に規定する届出により通知された開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第四項（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第九条第二項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第三条第二項において準用する場合を含む。）の識別番号及び暗証番号を前項において準用する開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第四項の識別番号及び暗証番号とみなす。

３　令第四条の二の四第一項第二号の規定により日刊新聞紙に掲載する方法による公告をする場合には、全国において時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行わなければならない。

【平成19年12月14日 府令第86号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 府令第84号】 （改正なし）

【平成19年10月31日 府令第78号】 （改正なし）

【平成19年8月15日 府令第65号】

（改正後）

（公告の方法）

**第十七条の二**　開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）第一条の規定は法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告（令第四条の二の四第一項第一号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）により行う者について、同府令第二条（第五項を除く。）の規定は法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告の方法により行おうとする者について、それぞれ準用する。この場合において、同府令第一条中「方式で、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略できる」とあるのは「方式で行わなければならない」と、同府令第二条中「第一号様式」とあるのは「第十九号様式」と、「電子開示システム登録届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に」とあるのは「電子公告の対象である有価証券報告書の訂正報告書を」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない。ただし、既に開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）第九条第一項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）第三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行っている場合はこの限りでない」と、同条第四項中「電子開示手続又は任意電子開示手続」とあるのは「電子公告」と読み替えるものとする。

２　前項において読み替えて準用する開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項ただし書の規定により同項の電子公告届出書の提出を行わない場合においては、同項ただし書に規定する届出により通知された開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第四項（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第九条第二項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第三条第二項において準用する場合を含む。）の識別番号及び暗証番号を前項において準用する開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第四項の識別番号及び暗証番号とみなす。

３　令第四条の二の四第一項第二号の規定により日刊新聞紙に掲載する方法による公告をする場合には、全国において時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行わなければならない。

（改正前）

（公告の方法）

**第十七条の二**　開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）第一条の規定は法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告（令第四条の二第一項第一号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）により行う者について、同府令第二条（第五項を除く。）の規定は法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告の方法により行おうとする者について、それぞれ準用する。この場合において、同府令第一条中「方式で、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略できる」とあるのは「方式で行わなければならない」と、同府令第二条中「第一号様式」とあるのは「第十九号様式」と、「電子開示システム登録届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に」とあるのは「電子公告の対象である有価証券報告書の訂正報告書を」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない。ただし、既に開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）第九条第一項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）第三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行っている場合はこの限りでない」と、同条第四項中「電子開示手続又は任意電子開示手続」とあるのは「電子公告」と読み替えるものとする。

２　前項において読み替えて準用する開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項ただし書の規定により同項の電子公告届出書の提出を行わない場合においては、同項ただし書に規定する届出により通知された開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第四項（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第九条第二項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第三条第二項において準用する場合を含む。）の識別番号及び暗証番号を前項において準用する開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第四項の識別番号及び暗証番号とみなす。

３　令第四条の二第一項第二号の規定により日刊新聞紙に掲載する方法による公告をする場合には、全国において時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行わなければならない。

【平成19年3月30日 府令第31号】 （改正なし）

【平成18年12月12日 府令第86号】 （改正なし）

【平成18年4月25日 府令第52号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 府令第103号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 府令第89号】 （改正なし）

【平成17年3月31日 府令第34号】

（改正後）

（公告の方法）

**第十七条の二**　開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）第一条の規定は法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告（令第四条の二第一項第一号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）により行う者について、同府令第二条（第五項を除く。）の規定は法第二十四条の二第二項の規定による公告を電子公告の方法により行おうとする者について、それぞれ準用する。この場合において、同府令第一条中「方式で、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略できる」とあるのは「方式で行わなければならない」と、同府令第二条中「第一号様式」とあるのは「第十九号様式」と、「電子開示システム登録届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に」とあるのは「電子公告の対象である有価証券報告書の訂正報告書を」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない。ただし、既に開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）第九条第一項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）第三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行っている場合はこの限りでない」と、同条第四項中「電子開示手続又は任意電子開示手続」とあるのは「電子公告」と読み替えるものとする。

２　前項において読み替えて準用する開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項ただし書の規定により同項の電子公告届出書の提出を行わない場合においては、同項ただし書に規定する届出により通知された開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第四項（発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第九条第二項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第三条第二項において準用する場合を含む。）の識別番号及び暗証番号を前項において準用する開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第四項の識別番号及び暗証番号とみなす。

３　令第四条の二第一項第二号の規定により日刊新聞紙に掲載する方法による公告をする場合には、全国において時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行わなければならない。

（改正前）

（新設）